

第3期高崎市耐震改修促進計画の概要

1. 計画策定の背景

平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、南海トラフの海溝型巨大地震では東日本大震災を上回る地震被害が想定されています。国では建築物の耐震化を強力に推進する必要があることから、平成25年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）」の改正を行い、市町村が計画を策定する場合の計画事項等が法定化されました。

2. 計画の目的と位置付け

法第6条第1項に基づき、国の基本方針と群馬県耐震改修促進計画（第3期）を踏まえるとともに、「総合計画」「地域防災計画」等との地震防災に関わる整合を図り、市内の建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進していくことを目的として第3期高崎市耐震改修促進計画を策定します。

3. 対象建築物

種 類		備 考
住 宅	木造住宅	主構造が木造の住宅
	非木造住宅	主構造が木造以外の住宅
特定建築物	法第14条第1号	多数の者が利用する一定規模以上の建築物（学校、病院等）
	法第14条第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物で、一定数量以上の危険物を取り扱うもの（工場、倉庫等）
	法第14条第3号	地震発生時に道路を閉塞するおそれのある建築物
	法附則第3条	要緊急安全確認大規模建築物（百貨店等）※1
	法第7条	通行障害既存耐震不適格建築物（高速道路、二桁国道等に面し、地震発生時に道路を閉塞するおそれのある建築物）等 ※2
市有建築物		特定建築物及び災害時現地登庁場所と避難場所に指定されている施設で、法第14条第1号に規定される一定の規模に満たない防災活動拠点施設を優先的に対象とする

4. 計画期間

令和3年度～令和7年度の5年間
（第1期：平成20年度～平成27年度 第2期：平成28年度～令和2年度）

5. 耐震化の現状と目標

種類	現状耐震化率 （令和2年度）	自然更新推計 （令和7年度）	目標耐震化率 （令和7年度）
住 宅	87.1% 耐震有 139,816 棟 総 数 160,469 棟	90.1% 耐震有 135,324 棟 総 数 150,174 棟	95% 耐震有 142,666 棟 総 数 150,174 棟
多数の者が利用する 一定規模以上の建築物	92.4% 耐震有 883 棟 総 数 956 棟		95% 耐震有 909 棟 総 数 956 棟
耐震診断義務付け 対象建築物（※1、※2）	62.5% 耐震有 10 棟 総 数 16 棟		95% 耐震有 15 棟 総 数 16 棟

6. 耐震化を促進するための施策（抜粋）

（1）基本的な考え方

建物所有者が自ら取り組むべき問題として、自助努力のもと耐震化を進めることが重要です。本市では国や県と連携して耐震化を行いやすい環境の整備や、情報発信、負担軽減のための制度創設など必要な取り組みを総合的に推進します。

（2）周知・啓発活動

- インターネットやパンフレットを活用した耐震化に関する情報提供
- 地震防災マップの作成・配布
- 多くの人が集まるイベント会場における周知・啓発活動
- 自治会と連携した周知・啓発活動
- 高崎市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定

（3）耐震化の促進を図るための支援策

- 木造住宅耐震診断技術者派遣
- 木造住宅の耐震化事業補助
- 耐震改修計画の認定基準の緩和及び容積率・建ぺい率の特例
- 区分所有建築物の議決要件の緩和

（4）耐震化を促進するための環境整備

- 市民相談体制の充実
- 耐震診断技術者の育成等の協力
- 地震保険の加入促進に関する情報提供
- 自主防災組織の結成推進

（5）法に基づく指導等による耐震化

- 耐震改修促進法による指示等の実施
- 建築基準法による勧告又は命令等の実施

（6）その他の安全対策

- 落下物の安全対策
- 家具等の転倒防止対策
- エレベーター・エスカレーターの地震対策
- ブロック塀等の安全対策

7. その他建築物の耐震化促進に関する事項

- 定期報告制度との連携
- 事業を通じた耐震化
- 不動産取引を通じた耐震化
- 新築の耐震化